



日本共産党高島市議団
森脇 徹 議員

代表質問

コロナ危機2年目、 子どもの全面的な発達を どう保障するか

問 市立19小中学校で35人以下の学級となるか

答 現時点では、市内全ての小中学校で35人以下になる見込みです。

問 コロナ危機2年目となり、教育現場でも挑戦と悩みが続いている。「距離を保つ」少人数学級の実現が必須だ。市内の13小学校、6中学校の全学級で35人以下の実現について、県教委へ要請されているか。

答 教育長

現時点において、新年度は市内の全ての小中学校で35人以下になる見込みです。この見込みについても、この一年間、県教育委員会に要望してまいった結果として考えております。

問 31人から34人までの多人数学級でも、少人数にするための対応はしているか。

答 教育長

31人から34人学級への支援は、県教育委員会と市独自

の教員の加配で対応し、場合によっては、人数の多い学級は2つに分けて授業をします。



教室の様子

産廃施設課題で、市長の考えを問う。市長が県に意見できる規定を

問 市長の後援会広報で「産業廃棄物処理施設設置計画の

問 市立19小中学校で35人以下の学級となるか

答 現時点では、市内全ての小中学校で35人以下になる見込みです。

こと」は「計画そのものが存在しない」と載せた。現在の認識はいかがか。

答 市長

現在も、その認識には変わりはありません。

問 県の許認可である産廃計画で市長が意見できるのは、県の要綱に限られている。事業者が、関係市町の首長との協議を必要とする規定に改定するよう県に進言すべきでは。

答 市長

県の要綱第11条と法第15条で市は意見でき、この意見照会においては計画等について詳細に把握する必要がある。市が事業者と協議する場合は複数回確保しなければならぬと考えています。さらには、市

の「未来に誇れる環境保全条例」第46条の規定に基づき、詳細資料を添付して届け出るよう求め、協議することも可能です。許認可の手順においては法律等に基づき適正に処理されるものと認識し、県に対し要綱の改正を求める必要はないと考えます。

問 福島県いわき市では、事業計画書の提出の段階で周辺住民の同意書を得るが、滋賀県にはない。必要ではないか。

答 市長

それはいわき市の対応であつて、当市には未来に誇れる環境保全条例と県の要綱、法の規定があり、今後、事業があるとするなら、条例・要綱・法での対応で十分であろうと考えます。

その他の質問

- 地域区分見直しの介護保険事業は、新たな介護福祉の充実につながるか
- 生活困窮者へのコロナ特例支援策の延長や、各種福祉施策支援を